

あなたに寄り添う心のハーモニー

放送日：令和2年12月14日～

## 「世界人権宣言」

「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」 これは世界人権宣言 第1条にある言葉です。

この世界人権宣言は、1948年12月10日、フランス・パリで開かれた第3回国際連合総会で「あらゆる人と国が達成しなければならない共通の基準」として採択された、基本的人権についての宣言で、正式名称は「人権に関する世界宣言」といいます。

また、国際連合は、1950年12月4日の第5回総会において、この12月10日を「人権デー (Human Rights Day)」と定め、加盟国などに人権思想の啓発のための行事を実施するように呼びかけています。

近代的な人権宣言は、18世紀末の近代市民革命とともに誕生しました。1789年のフランス人権宣言はその代表例です。それらの影響を受けて、19世紀から20世紀前半にかけてヨーロッパやアメリカ合衆国で人権宣言を含む憲法が作られました。これらは、実際には一握りの人々の権利を保障するものに過ぎませんでした。

20世紀には、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害・人権抑圧が横行しました。このような経験と反省から、国際連合が作られ、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になりました。

そして、世界の平和を実現するためには、世界各国が協力して基本的人権を守る努力をしなければならないということが、世界人権宣言によって明らかに示されたのです。

この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっています。これ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なもので、その後の世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、強い影響を及ぼしています。

今年の12月10日で採択から72年を迎えました。日本では、世界人権宣言が採択された翌年の1949年から毎年12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、全国的に啓発活動を展開し、広く国民に人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。丹波市でも市内の関係機関と連携して「丹(まごころ)の里人権のつどい」を開催しています。人権が尊重されるまちを実現するためには、人権週間の啓発期間だけではなく、日々の暮らしの中で一人ひとりの人権意識を高めていくことが大切です。不安な社会情勢の中、女性への暴力や児童虐待など、基本的人権が脅かされる事例も出ています。ご自身の権利、そして身近な人の権利が守られているか、誰かの権利を脅かしていないかを常に意識しましょう。身近な安心安全の確保と人権尊重の思いが、実は世界の平和につながっていくのです。